

空き家バンクに登録してみませんか

村山市では、空き家の有効活用を促すとともに、危険な状態の空き家の増加を未然に防ぐため、空き家の所有者等と利用希望者をむすびつける「村山市空き家バンク制度」を運営しています。

空き家バンクとは

空き家の売却、賃貸等を希望する所有者から予め登録していただいた情報を、市への移住・定住等を目的として、空き家の利用を希望する方に紹介する仕組みです。

登録できる物件

市内において個人が居住を目的として取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む）建物およびその敷地、建物の跡地です。

留意事項

空き家バンクの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません。また、市は、売買や賃貸の交渉・契約に関して、仲介行為は行いません。宅建協会などの有資格者の団体に仲介のあっせんをします。

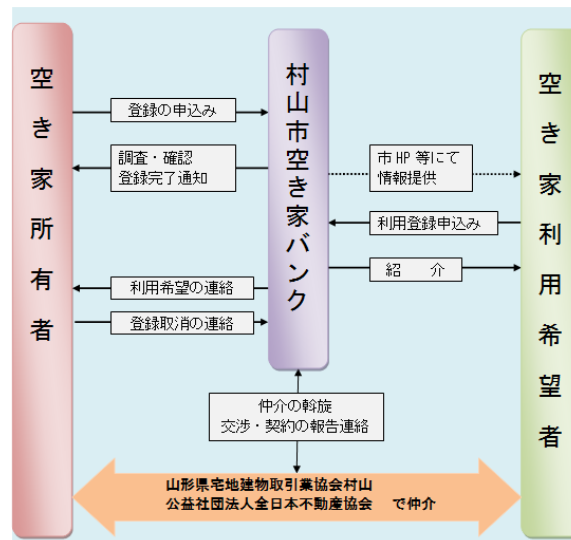


図 空き家バンクのしくみ

Q & A

Q. 空き家バンクに登録するメリットはなんですか。

A. 物件が市のHP等でPRされることで新たな利用者が見つかりやすくなります。

Q. 空き家バンクに登録すると、必ず物件情報が公開されるのですか。

A. 新たな利用者を広く募るため、原則、インターネットで公開することとしています。ただし、公開したくない情報については一部非公開とすることも可能ですので、ご相談ください。

Q. 空き家の管理を怠ると、どのようなデメリットがありますか。

A. 雪が多いこともあり、倒壊などの可能性が高まり、周囲に被害を与える恐れがあります。居住可能なうちに家財道具の整理などを行い、新たな利用者を探すことをお勧めします。

空き家の売買・賃貸を考えている方へ助成します

～ 村山市空き家家財撤去処分事業費補助金について ～

空き家バンクに登録されている空き家について、所有者等が家財道具などの運搬・処分を行った場合、その経費の一部を助成します。詳細は空き家バンク担当までお問い合わせください。

◆助成額 経費の2分の1以内、上限10万円

◆手続き 市に交付申請後、運搬及び処分を実施する。実績報告後、助成金を支給。

【お問い合わせ先】 山形県村山市役所 電話 0237-55-2111

空き家バンク担当：まち整備課まち整備係（内線 244）